

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第85号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年7月20日（月・祝） 11時00分ごろ	
発生場所	新潟県柏崎市柏崎港西南西方沖 柏崎港西防波堤灯台から真方位233° 3.0海里付近 （概位 北緯37°21.1′ 東経138°29.6′）	
事故等調査の経過	平成21年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	旅客船 はまなす、16トン	
船舶番号、船舶所有者等	243-17518新潟、力屋観光汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、旅客20人を乗せ、福浦八景の観光遊覧の目的で、だるま岩付近を約1ノットの速力で航行中、平成21年7月20日11時00分ごろ、暗岩に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m	
その他の事項	基準航路は、暗岩が散在する水域に設けられていた。 船長は、注意を要する航路であることを知っていた。 船長は、観光案内を行おうとしていたとき、乗り揚げの衝撃を感じた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、柏崎港西南西方沖のだるま岩付近を航行中、基準航路を外れて暗岩に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、観光案内を行おうとして意識を集中していたことから、基準航路から外れていることに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が柏崎港西南西方沖において、暗岩が散在する水域を航行中、基準航路を外れたため、暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	